

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>（注1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の4第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第16条の2第1項第1号から第6号まで、第11号、第13号、第15号及び第16号に掲げる会社（同項第13号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）、当該銀行が子会社としている特例持株会社（法第16条の2第6項第1号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（法第16条の4第8項に規定</p>	<p>【本編】</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>（注1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の4第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第16条の2第1項第1号から第6号まで、第11号、第13号、第15号及び第16号に掲げる会社（同項第13号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）、当該銀行が子会社としている特例持株会社（法第16条の2第6項第1号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（法第16条の4第8項に規定</p>

改正案	現行
<p>する特例対象会社をいう。)が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p><u>なお、法第 16 条の 2 第 4 項に規定する認可に関して、当該認可審査項目では、申請銀行及び当該認可の対象となる会社（以下この項において「認可対象会社」という。）の収支が良好であり、当該認可後においても申請銀行及び当該認可対象会社の収支が良好に推移することが見込まれることが求められているが、当該認可審査項目には、収支予想期間までは定められていないことに鑑み、当該認可の申請に係る収支予想期間については、3 年以上とすることは差し支えない。</u></p> <p>また、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第 1 項第 2 号の届出、子法人等又は関連法人等については施行規則第 35 条第 1 項第 15 号の届出、特定出資会社については同項第 17 号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款又は当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</p> <p>(注 2)・(注 3) (略)</p> <p><u>(注 4) 地域活性化事業会社（法第 16 条の 2 第 1 項第 14 号及び法第 16 条の 4 第 8 項）について、銀行からの事業内容の可否に係る事前相談においては、施行規則第 17 条の 7 の 3 第 1 項第 2 号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に、単に合致しているかにより判断して差し支えない。</u></p> <p>(注 5) (略)</p>	<p>する特例対象会社をいう。)が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第 1 項第 2 号の届出、子法人等又は関連法人等については施行規則第 35 条第 1 項第 15 号の届出、特定出資会社については同項第 17 号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款又は当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</p> <p>(注 2)・(注 3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注 4) (略)</p>

改正案	現行
<p>V-3-3-4 他業銀行業高度化等会社</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>銀行は、法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる会社（施行規則第 17 条の 4 の 3 に規定する会社を除く。以下「他業銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超過して出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p><u>(注 1) 銀行法改正（令和 3 年 11 月施行）施行前よりすでに銀行業高度化等会社としての認可を受けた会社については、同改正の施行後においては、認可時の業務に関わらず、他業銀行業高度化等会社の取扱いとなることに留意するとともに、認可当時の条件に従い、新規に業務等を行う場合は当局へ報告することに留意すること。</u></p> <p><u>(注 2) (略)</u></p> <p>(2) 認可審査にあたっての留意点</p> <p>他業銀行業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第 17 条の 5</p>	<p>V-3-3-4 他業銀行業高度化等会社</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>銀行は、法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる会社（施行規則第 17 条の 4 の 3 に規定する会社を除く。以下「他業銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超過して出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(注) (略)</u></p> <p>(2) 認可審査にあたっての留意点</p> <p>他業銀行業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第 17 条の 5</p>

改正案	現行
<p>の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 業務の内容</p> <p>申請銀行は、認可の申請に際しては、他業銀行業高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。</p> <p>他業銀行業高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業銀行業高度化等会社は、銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。</p> <p>また、他業銀行業高度化等会社の業務を営むに当たり、子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、他業銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業銀行業高度化等会社が施行規則第17条の5に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために他業銀行業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業銀行業高度化等会社が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点</p>	<p>の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 業務の内容</p> <p>申請銀行は、認可の申請に際しては、他業銀行業高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。</p> <p>他業銀行業高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業銀行業高度化等会社は、銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。</p> <p>また、他業銀行業高度化等会社の業務を営むに当たり、子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、他業銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業銀行業高度化等会社が施行規則第17条の5に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために他業銀行業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業銀行業高度化等会社が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点</p>

改正案	現行
<p>から審査を行うものとする。</p> <p>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</p> <p><u>他方、他業銀行業高度化等会社の業務については、当庁所管以外の一般事業会社が行う業務であることが多く、また、同会社の認可審査事項に全損規定（施行規則第17条の5の2第2項第2号）があることに鑑み、当該業務の実現可能性や実施予定の業務に係るリスク等の詳細を確認することまでは求められていないことに留意すること。</u></p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ <u>申請銀行のグループとしての他業銀行業高度化等会社に係る経営管理</u></p> <p>法第16条の3において、銀行による銀行グループの経営管理を行うことが義務付けられていること及び認可の審査基準において、申請銀行が他業銀行業高度化等会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められることが求められていることに鑑み、申請銀行が他業銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得等の後において、当該他業銀行業高度化等会社が申請銀行グループに入ったことによる申請銀行グループ全体の経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢など、当該態勢について変更することがあるかを確認することに留意すること。</p> <p>(3) （略）</p>	<p>から審査を行うものとする。</p> <p>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</p> <p>④ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) （略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編 I 申請書等様式集）（新旧対照表）

改正案	現行
<p>法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令等に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。<u>なお、届出において、同一日に複数の届出が必要となった場合は、届出の根拠となる法令等及び必要事項が記載されていれば、1つにまとめられた届出であったとしてもそれぞれ必要となる届出として受理することは差し支えない。</u>また、以下の書式は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。</p> <p>子会社対象銀行等を子会社とすること 別紙様式2-2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号 代表者</p>	<p>法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令等に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。<u>なお、以下の書式は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。</u></p> <p>子会社対象銀行等を子会社とすること 別紙様式2-2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号 代表者</p>

改 正 案	現 行																										
<p style="text-align: right;">(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>子会社対象銀行等（〇〇〇を営む会社）を子会社とすることに係る認可申請書</p> <p>〇〇を子会社とすることについて、銀行法第 16 条の 2 第 4 項の規定に基づき、認可を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: right;">(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>子会社対象銀行等（〇〇〇を営む会社）を子会社とすることに係る認可申請書</p> <p>〇〇を子会社とすることについて、銀行法第 16 条の 2 第 4 項の規定に基づき、認可を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p>																										
<p>(注) 添付書類</p> <p>1 <u>別紙様式 2-2 の 2</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(注) 添付書類</p> <p>1 <u>別紙様式 2-2 の 2 及び 2-2 の 3</u></p> <p>2 (略)</p>																										
<p>(削除)</p>	<p><u>別紙様式 2-2 の 2</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="7" style="text-align: right;">(単位：百万円)</th> </tr> <tr> <th rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">当該銀行の 実績予想</th> <th>区分</th> <th>前々期 実績</th> <th>前 期 実績</th> <th>当 期 見込み</th> <th>翌 期 予想</th> <th>翌々期 予想</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 勘 定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>預 金 ・ ． ． ． 貸 出 金 ・ ． ． ．</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(単位：百万円)							当該銀行の 実績予想	区分	前々期 実績	前 期 実績	当 期 見込み	翌 期 予想	翌々期 予想	主 要 勘 定						預 金 ・ ． ． ． 貸 出 金 ・ ． ． ．					
(単位：百万円)																											
当該銀行の 実績予想	区分	前々期 実績	前 期 実績	当 期 見込み	翌 期 予想	翌々期 予想																					
	主 要 勘 定																										
	預 金 ・ ． ． ． 貸 出 金 ・ ． ． ．																										

改正案	現行					
		資本勘定				
		資本金 .....				
		損益状況				
		営業利益 経常利益 当期純利益 .....				
		諸指標				
		自己資本比率 配当率 .....				
<p>別紙様式 2-2 の 2</p> <p>(表略)</p>	<p>別紙様式 2-2 の 3</p> <p>(表略)</p>					